

相談事例

ID: 03-01-024

相談タイトル

賃貸住宅の退去に伴う留意事項について

Q: ご相談内容

賃貸住宅に入居しているが、この10月に退去を予定している。管理会社が特に入っていない契約であり、入居時に、解約の申し出の書類等も大家さんから渡されていない事からどのような書類を提出したら良いかわからない。入居している物件の別の部屋に大家さんの娘が入居していて、その娘とトラブルとなり、退去を考えている。相対で話をすることなく退去したいと考えているが、解約の申出書類は、インターネットなどからダウンロードできるひな形のようなもので良いのか、また、転居先住所などは記入しなくて良いのか聞きたい。

A: 回答

賃貸借契約書の解約（解除）の項目について内容を確認してください。借入人の解約の申出について退去予定月に対する申出の期限を定めている場合はその内容に従うこととなります。解約申出書類をひな形のものを使用して良いかについては何ともいえませんが、貸主（大家さん）自身で契約手続きを行い、その時に「解約申出書類」を渡されていないのであれば、ひな形を参考に任意で作成したもので提出し、大家さんに確認して貰えばよいのではと考えます。賃貸借契約書の中に必要事項としてうたわれていなければ、転居先住所の記入はしなくても良いと考えますが、何らかの連絡方法は必要となると思います。トラブルがあったとのことですが、管理会社はないということですので、このまま一度も顔を合わせずに退去・鍵の返却とはいきませんので、一度疑問点を確認する意味でも、打合せを行い対応するのが良いと考えます。